

※入札公告を必ず確認してください。(海老名市ホームページに掲載しています)

入札案件概要書 (一般委託)

契約番号 : 6604

件名	使用済小型電子機器等の再資源化業務 (単価契約)	
履行場所	海老名市大谷南五丁目7番27号	
期間	令和6年4月16日 ~ 令和7年3月31日	
契約の内容等	別紙 仕様書等 のとおり ○入札は総額(税抜)の比較で行います。	
予定価格	7,727,280円(税込)	7,024,800円(税抜)
最低制限価格	有り(開札後算定型) 詳細は海老名市最低制限価格等取扱基準及び入札説明書等を参照してください。	
落札候補者の入札金額が、調査基準価格(50%)未満の場合 ※ただし、予定価格(税込)100万円以下の案件は除く。	契約締結にあたっての制限等 ○前払金額の制限 契約金額の15%以内(海老名市契約規則により、前払金が適用となる場合に限ります。)※前払金の上限金額は5,000万円以下 ○業務主任者及び管理技術者の他案件(本市入札案件)との兼任不可 契約保証 契約金額の30%以上に相当する次のいずれかの手続きが必要です。 ※現金納付及び実績による免除はありません。 (ア)金融機関又は保証事業会社の保証 (イ)公共工事履行保証証券による保証 (履行ボンド) (ウ)履行保証保険契約の締結 (定額てん補)	
入札方法等	条件付一般競争入札(電子入札)	
質疑 (仕様等に関する事項)	所定の書式により、FAXで受け付けます。 電子入札システムの機能は使用しないでください。	

参加条件	営業種目	410 廃棄物処理の請負	
	発注区分 区分の詳細は入札公告で確認してください。	第4区分	第1・第2区分の入札に初めて参加する場合は、営業実態調査票及び認定書の写しを提出してください。
	その他の要件	○使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第10条第3項の認定を受けていること。(神奈川県を収集区域とする認定事業者)	
	落札数制限	なし	
配置技術者について	本案件に配置する技術者等は、同じ開札日の他の案件に配置できません。		
事前提出書類 (システム添付)	なし		
落札候補者が提出する書類 (FAX046-232-6574)	開札後、落札候補者は次の書類をFAXで提出してください。 (落札候補者決定の翌開庁日午前10時まで。詳細は開札後FAXで通知します。) ○入札金額内訳書(本概要書添付の内訳書を使用してください。) ○委託業務主任者等選任届及び資格等及び3ヵ月以上の雇用を確認できる書類(雇用確認の書類は、原則として健康保険被保険者証の写し) ※健康保険被保険者証の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号及び保険者番号(3箇所)にマスキング(黒塗り)をして提出してください。		

仕様書

1 適用

本仕様書は、「使用済小型電子機器等の再資源化業務（単価契約）」に適用する。

2 履行場所

海老名市大谷南五丁目7番27号

3 履行に必要な資格

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第10条第3項の認定を受けた事業者であること

4 目的

本業務は、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（平成24法律第54号。以下、「小型家電リサイクル法」という。）第5条第1項に基づき、発注者が収集した使用済小型電子機器等（以下、「小型家電」という。）を再生原料として活用するため、小型家電リサイクル法第10条第3項の認定を受けた認定事業者に引渡し、再資源化することを目的とする。

5 引渡し品について

(1) 対象品目

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令」（平成25年3月6日政令第45号。以下、「政令」という。）で指定された全ての品目とする。

ただし、携帯電話端末、デジタルカメラ及び小型家電のコード類は含まれない。

(2) 収集・選別方法

ア 海老名市の分別基準にある粗大ごみとして排出されたもの及び市民が集積所に排出した資源物を海老名市資源化センターに搬入し、発注者が小型家電を選別する。

イ 小型家電に装填されている電池、バッテリーについては取外すにあたり道具を必要としないものは、発注者が取外し処分するものとする。ただし、リチウム二次電池は、利用者が外すことができる電子機器等にあつては、発注者が取外し処分するものとする。

ウ 選別した小型家電は、発注者の保管場所で管理するものとする。

6 業務内容

(1) 引渡し業務

ア 分別された小型家電を保管する目的として、受注者は履行場所に2.5㎡程度のアームロールコンテナを設置すること。

イ 分別された小型家電は、アームロールコンテナ1台分の保管量になった時点で、受

注者が搬出・運搬するものとする。

ウ 引渡しの日は、発注者が受注者に依頼した日から10日以内とし、引渡し時間は、海老名市資源化センターの業務に支障のない時間とする。詳細については、両者協議を行い決定する。

エ 引渡し場所は海老名市大谷南5丁目7番27号 海老名市資源化センター地内とする。

オ 小型家電の管理責任は、引渡し時点までは発注者が行うものとし、引渡し以降、受注者に移行するものとする。

(2) 計量

引渡し品の計量は、原則として受注者の計量値を採用する。ただし、計量にあつては、計量証明事業登録又は計量法に基づく定期検査若しくは定期検査に代わる計量士の検査を受検している計量器で計量すること。

(3) 報告書及び資料の提出

ア 引渡し重量の算出は月初日から末日までとし、引き渡し重量等を記載した報告書等を作成し、翌月の10日までに報告書・明細書・内訳書等を提出すること。

イ 引渡しに関し、収集運搬から再資源化までの業者名、再資源化施設及び所在地等を記載した再資源化フロー、小型電子機器等の組成分析等の資料等を提出すること。ただしこれに対応できない場合は、発注者と協議して対応すること。

7 引渡し価格等

引渡し価格は原則として契約期間内の変更を行わないものとするが、天災地変、経済動向の変化等により、金属等の流通価格が著しく変動した場合、双方で協議のうえ、契約単価の変更や契約解除ができるものとする。

8 引渡し代金の支払い方法

引渡し代金の清算は、月ごとに行う。金額の算定は、1箇月の引渡し重量に契約単価を乗じ、合計金額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。なお、1円未満の端数については、これを切捨てとする。

9 その他

(1) 本業務を実施するにあたり「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(平成24年法律第57号)、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)等の法令を順守すること。

(2) 発注者が業務遂行状況等の確認を必要と認めた場合、受注者は検査・立ち入り調査等について速やかに応じること。

(3) 受注者は、施設見学会など市のリサイクル啓発事業に対し、積極的に協力すること。

(4) この仕様書に定めのない事項や疑義を生じた場合については、発注者と受注者が協議の上、解決にあたるものとする。

入札金額内訳書

件名	使用済小型電子機器等の再資源化業務(単価契約)
----	-------------------------

NO	品名	予定数量	単価	金額
1	小型電子機器等	234,160 kg		
総額(税抜)				
総額(税込)10%				

単価内訳書

件名	使用済小型電子機器等の再資源化業務 (単価契約)
----	-----------------------------

品名	単価(税抜)
小型電子機器等	円/kg